

日本国米利堅合衆国修好通商条約

安政五年戊午六月十九日（一八五八・七・二九）於江戸  
 安政七年四月三日（一八六〇・五・二二）批准於ワシントン交換  
 帝国大日本大君と亜米利加合衆国大統領と親睦の意を堅くし且永続せしめん為に両国の人民貿易を通ずる事を処置し其交際の厚からん事を欲するか為に懇親及び貿易の条約を取結ぶ事を決し日本大君は其事を井上信濃守岩瀬肥後守に命し合衆国大統領は日本に差越たる亜米利加合衆国のコンシユルゼネラル、トウンセント、ハルリスに命し雙方委任の書を照応して下文の条々を合議決定す

第一条 向後日本大君と亜米利加合衆国と世々親睦なるべし  
 日本政府は華盛頓に居留する政事に預る役人を任し又合衆国の各港の内に居留する諸取締の役人及び貿易を処置する役人を任すべし其政事に預る役人及頭立たる取締の役人は合衆国に到着の日より其国の部内を旅行すべし  
 合衆国の大統領は江戸に居留するデプロマチーキ、エージェントを任し又此約書に載る亜米利加人民貿易の為に開きたる日本の各港の内に居留するコンシユル又はコンシユラル、エージェント等を任すべし其日本に居留するデプロマチーキ、エージェント并にコンシユル、ゼネラルは職務を行ふ時より日本国の部内を旅行する免許あるべし

第二条 日本国と歐羅巴中の或る国との間に差障起る時は日本政府の囑に応じ合衆国の大統領和親の妹と為りて救ふべし  
 合衆国の軍艦大洋にて行遇たる日本船へ公平なる友睦の取計あるべし且亜米利加コンシユルの居留する港に日本船の入る事あらは其各国の規定によりて友睦の取計あるべし

第三条 下田箱館の外次にいふ所の場所を左の期限より開くべし  
 神奈川 午三月より凡十五箇月の後より  
 西洋紀元千八百五十九年七月四日  
 長崎 同断  
 同断  
 新潟 同断 凡二十箇月の後より  
 同 千八百六十年一月一日  
 兵庫 同断 凡五十六箇月の後より  
 同 千八百六十三年一月一日  
 若し新潟港を開き難き事あらは其代りとして同所前後に於て一港を別に撰ぶべし  
 神奈川港を開く後六箇月にして下田港は鎖すべし此箇条の内に載たる各地は亜米利加人に居留を許すべし居留の者は一箇の地を借を出して借り又其所に建物あれば之を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事をも許すべしと雖之を建るに托して要害の場所を取建る事は決して為さざるべし此掟を堅くせん為に其建物を新築改造修補など為る事あらん時には日本役人を見分する事当然たるべし  
 亜米利加人建物の為に借り得る一箇の場所并に港々の定則は各港の役人と亜米利加コンシユルと議定すべし若し議定し難き時は其事件を日本政府と亜米利加デプロマチーキ、エージェントに示して処置せし

むべし  
 其居留場の周圍に門牆を設けず出入自在にすべし  
 江戸 午三月より凡四十四箇月の後より  
 千八百六十二年一月一日  
 大阪 同断凡五十六箇月の後より  
 千八百六十三年一月一日  
 右二箇所は亜米利加人只商売を為す間には逗留する事を得べし此両所の町に於て亜米利加人建家を借を以て借るべき相当なる一區の場所并に散歩すべき規程は退て日本役人と亜米利加のデプロマチーキ、エージェントと談判すべし  
 双方の国人品物を売買する事総て障りなく其扱方等にては日本役人は是に立会はず諸日本人亜米利加人より得たる品を売買し或は所持する俱に妨なし  
 軍用の諸物は日本役所の外へ売るべからず尤外国人互の取引は差構ある事なし  
 此箇条は条約本書を取替の上は日本国内へ触れ渡すべし  
 米井に麦は日本逗留の亜米利加人并に船に乘組たる者及び船中旅客食料の為の用意は與ふとも積荷として輸出する事を許さず  
 日本に産する所の銅余分あれば日本役所に其時々公けの入札を以て払渡すべし  
 在留の亜米利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に充る事を許すべし

第四条 總て国地に輸入輸出の品々別冊の通日本役所へ運上を納むべし  
 日本の運上所にて荷主申立の借を好ありと察する時は運上役より相応の借を付け其荷物を買入る事を談すべし荷主若し之を否む時は運上所より付たる借に従て運上を納むべし承引する時は其借を以て直に買上べし  
 合衆国海軍用意の品神奈川長崎箱館の内に陸揚し庫内に蔵めて亜米利加番人守護するものは運上の沙汰に及ばず若其品を売払ふ時は買入る人より規定の運上を日本役所に納むべし  
 阿片の輸入嚴禁たり若し亜米利加商船三斤以上を持渡らへ其過量の品は日本役人之を取上べし  
 輸入の荷物定例の運上納済の上は日本人より国中に輸送すとも別に運上を取立る事なし亜米利加人輸入する荷物は此条約に定めたるより余分の運上を納る事なく又日本船及び他国の商船にて外国より輸入せる同じ荷物の運上高と同様たるべし

第五条 外国の諸貨幣は日本貨幣同種類同量の同量を以て通用すべし（金は銀は銀と量目を以て比較するを云）双方の国人互に物借を償ふに日本と外国との貨幣を用ゆる妨なし  
 日本人外国の貨幣に償されは開港の後凡一箇年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亜米利加人順次第引換渡すべし向後替替の為め分割を出すに及ばず日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得并に外国の金銀は貨幣に鋳るも鋳さるも輸出すべし

第六条 日本人に対し法を犯せる亜米利加人は亜米利加コンシユル裁断所にて吟味の上亜米利加の法度を以て罰すべし亜米利加人へ対

し法を犯したる日本人は日本役人の上日本の法度を以て罰すべし  
日本奉行所並米利加コンシユル裁断所は双方商人通債等の事をも公  
に取扱ふべし

都て条約中の規定并に別冊に記せる所の法則を犯すに於てはコンシ  
ユルへ申達し取上品並に過料は日本役人へ渡すべし而国の役人は双  
方商民取引の事に付て差構ふ事なし

第七条 日本開港の場所に於て並米利加人遊歩の規定左の如し

- 神奈川 六郷川筋を限として其他は各方面へ凡十里
- 箱館 各方面へ凡十里
- 兵庫 京都を距る事十里の地へは並米利加人立入ざる筈  
に付其方角を除き各方へ十里且兵庫に来る船々の  
乗組人は猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず
- 都て里数は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり(一  
里は並米利加の四千二百七十五ヤルド日本の凡二十三町四  
十八間一尺五寸二分に当る)
- 長崎 其周囲にある御料所を限とす

新潟は治定の上境界を定むべし

並米利加人重立たる悪事ありて裁断を請又は不身持にて再び裁許に  
処せられし者は居留の場所より一里外に不可出其者等は日本奉行所  
より国地退居の儀を其地在留の並米利加コンシユルに達すべし

其者共諸引合等奉行所并にコンシユル糾済の上退去の期限猶豫の儀  
はコンシユルより申立に依て相協ふべし尤其期限は決して一箇年を  
越ゆべからず

第八条 日本に在る並米利加人自ら其国の宗法を念し礼拝堂を居留  
場の内に置も障りなし并に其建物を破壊し並米利加人宗法を自ら念  
するを妨る事なし並米利加人日本人の堂宮を毀傷する事なく又決し  
て日本神佛の礼拝を妨け神体佛像を毀る事あるべからず

双方の人民互に宗旨に付ての争論あるべからず日本長崎役所に於て  
踏絵の仕来は既に廃せり

第九条 並米利加コンシユルの願に依て都て出奔人并に裁許の場よ  
り逃亡し者を召捕又はコンシユル捕へ置たる罪人を獄に繋ぐ事協ふ  
べし且陸地並に船中に在る並米利加人に不法を戒め規則を遵守せし  
むるか為にコンシユル申立次第力すべし右等の諸入費並に願に依  
て日本の獄に繋ぎたる者の雑費は都て並米利加コンシユルより償ふ  
べし

第十条 日本政府合衆国より軍艦蒸気船商船鯨漁船大砲軍用器并に  
兵器の類其他要需の諸物を買入れ又は製作を誂へ或は其国の学者海  
陸軍法の士諸料の職人并に船夫を雇ふ事意の儘たるべし

都て日本政府注文の諸物品は合衆国より輸送し雇入る、並米利加人  
は差支なく本国より差送るべし合衆国親交の国と日本国萬一戦争あ  
る間は軍中制禁の品々合衆国より輸出せず且武事を扱ふ人々は差送  
らざるべし

第十一条 此条約に添たる商法の別冊は本書同様双方の臣民互に遵  
守すべし

第十二条 安政元年寅三月三日(即千八百五十四年三月三日) 神奈川

に於て取替したる条約の中此条々に齟齬する廉は取用ひす同四年巳  
五月二十六日(即千八百五十七年六月十七日) 下田に於て取替した  
る約書は此条約中に盡せるに依て取捨べし

日本貴官は委任の役人と日本に来れる合衆国のチブロマチーキ、ア  
グントと此条約の規則并に別冊の条を全備せしむる為に要すべき所  
の規律等談判を遂ぐべし

第十三条 今より凡百七十一箇月の後(即千八百七十二年七月四日に  
当る) 双方政府の存意を以て而国の内より一箇年前に連達し此条約  
并に神奈川条約の内存し置く簡条及び此書に添たる別冊共に双方委  
任の役人美談の上談判を尽し補ひ或は改る事を得べし

第十四条 右条約の趣は来る末年六月五日(即千八百五十九年七月四  
日) より執行ふべし此日限或は其以前にても都合次第に日本政府よ  
り使節を以て並米利加華盛頓府に於て本書を取替すべし若無余儀予  
細ありて此期限中本書取替し済すとも条約の趣は此期限より執行ふ  
べし

日本開きたる港々に於て並米利加商民貿易の章程

#### 第一則

日本開港の場所へ並米利加商船入津次第第二十四時中(並米利加の四  
十八時但日曜日を除く) に船司又は頭立たる者より日本役所へ並米  
利加コンシユルの請取の書付を差出すべし

此請取書は並米利加国の控通り認たる船目録 其外の書類を並米  
利加コンシユルへ預けたる請取書なり

並に其者共其船の差出書を出すべし

右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸数船司或は頭立たる  
者の名乗来る旅人の名(乗組有之節は認入る) 一船の乗組人数を  
認たる者にして書面の通相違無之旨を船司或は頭立たる者與書致  
し證據として当人の名前を認入たる者なり

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし

右は其荷物の體積并に番付且其人目斤数等を送狀に認めし通に写  
し荷物引請先の人々の名を記せる者なり

船中用意の品物の目録も告書へ加ふべし

但船中用意の品も書面通相違無之旨船司又は頭立たる者與書し其  
名前を記すべし

此告書の文面相違の廉日本十二時(並米利加の二十四時但日曜日  
を除く) の中に心附改るに於ては過料の沙汰に及はず若其期限後に至  
り書改る敷又は告書に書入れするに於ては十五ドルラルの過料を日  
本役所に納むべし

積荷総目録 告書中に載ざる品を陸揚するに於ては其品二重の運上  
を日本役所に納むべし船司或は頭立たる者入港の手数納方前書の期  
限に後る、時は過料として一日毎に六十ドルラルの過料を日本  
役所に納むべし

#### 第二則

日本政府より其港内入津の船々(軍艦を除く) 運上改の役人乗組  
まする儀当然たるべし乗組の者共は右役人に対し不敬無之丁寧を取

扱いたし船中可成丈相当の用便を為すべし夜中は日本役所より許なくして荷卸すべからず

荷揚前船々出入口荷物仕舞置戸ロペリロ共夜中は日本役人錠を叩し或は印封し夫々の取締を為し置へし萬一許なく之を開き又は錠印封を破り品物を引出す等の者は其犯せる人毎に六十ドルルの過料を日本役所に取立へし

日本役所へ当然の差出書を出さずして荷卸いたし或は其事を謀れる品々は次の簡条に定めたる通取押へ日本役所に取上へし

荷物の中積荷目録に記載する品々を取隠し置取納を減せんと仕組たる者は其品を日本役所に取上へし

日本の開かさる港にて密売買を為すは勿論其仕組有之亜米利加船は其品を日本役所に取上の上犯せる毎に千ドルルの過料を納むべし修復の為入津の船々は運上なく積荷を陸揚し日本役所へ預るべしと離職敷作事并に番人等の諸入用は相当の價を出すべし

若し其荷物の内を売払ふ時は其荷物又は規定の通日本役所に運上を納むべし

積荷を同港内の他船へ移す時は日本役人見分の上事情明白に相分り免状を受ける上は定の運上なし阿片の輸入嚴禁たり然るに密商し又其事を謀る輩は阿片一斤毎に十五ラドルの過料を日本役所に納むべし其組合の人数の多少に拘らず此法を以てすべし

第三則

品物を送る荷主又は引受先の者より入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を日本役所に出すべし

此書面は荷主又は引受人の名前積送たる船の名荷物の譜牒番付其積荷の斤数石高每品の代料を認め其総高を其書付の末に認むべし

都て此差出書付は持主又引受人認たる偽なき価を申立る書面にて日本役所の規定に触れたる隠し荷物なき證據として銘々名前を記すべし

右之通積荷目録 差出等の書類日本役所に差出し右書付引合せ積荷用意品等取調済迄は品物とも日本役所の預りたるべし

日本役所右之通差出たる荷物の内或は総体を定式の通改むべし

若し運上役所に引上げ改る事ある時は輸入人の失費相掛けす可成丈品物の損せざる様に致し改済の上は元の如く始末すべし尤取調方格外時日を費さざるべし

荷主或は輸入人銘々持受の品改済役所より引渡さざる以前輸入の途中（日本役所へ差出さざる以前の事をいふ）破壊損傷の品々心附く時は当人より其段運上役所に申立其品取扱ふ職業の廉潔なる者向人以上出会直組致させ其荷物毎に損し高を分割に記し其譜牒番数共に證書に相認込べし尤日本役人立会にて直組人等名を記すべし右の證札兼々持参の差出書へ添へ総高の内を引落すべし尤条約第四簡条の取極の運上役所に取扱ふ事故障あるべからず

諸運上納済の後運上役所より陸揚不苦段免許状を渡すべし品物渡方は運上役所にて船中にても其者の願に任すべし

輸出に極りたる荷物は船に輸送する前廣に運上役所へ船名荷物の譜

牒番付入高斤数量目性合併に代料を記せる差出書付を出し書面の通聊偽なき由を輸出入等證據として其名前を認むべし運上役所へ差出し以前船中へ積込たる荷物并に運上役所へ差出し済の上禁制の品を竊に荷積の内へ入れ有之は改の上日本役所に取上へし船中当用の品又は乗組旅客の当用衣類等は運上役所に差出さざるべし

第四則

出港手数を願ふ船々は日本十二時（亜米利加の二十四時）前に運上役所へ申立べし此期限内に右手数遅々せざる様取扱ふは勿論たるべし右手数差止る事あらは日本役人より船司又は頭立たる者并に其船荷の取引人等へ其段申渡し亜米利加コンシユルに申達すべし合衆国の軍艦は入港出港運上筋の手数に及ばず運上役人并に番兵等差構ふ事なし

合衆国飛脚の為の蒸氣船は入港出港の手数を一日に致し日本に上陸する旅客并に品々の外は告書差出し書面の手数なしと雖何箇度にて入港の度毎に出港入港の手数はいたすべし薪水食料等用意の為入港の鯨漁船或は難船は其積荷の告書を出さずと雖若其積荷を売払はんと願ふ時は第一則の通定式輸入の手数をいたすべし税則並に条約書中に船と唱ふるものはシキツプ、バルク、ブリツキ、スクーネル、スループ、蒸氣船等を総ていふなり

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる偽差出し積荷目録を出し并に證書に名前を記せる輩は其犯す毎に百二十五ドルルの過料を日本役所に納むべし

第六則

噸税は日本開港の場所に於て亜米利加商船より取立すと雖左の規定の通其地々々の運上役所に納むべし

一船の入港手数に付	十五ドルラル
一船の出港手数に付	七ドルラル
夫々の免状に付	一ドルラル半
場所々々健固狀に付	一ドルラル半
其外の各書に付	一ドルラル半

第七則

總て日本開港の場所へ陸上する物品には左の運上目録に従ひ其地の運上役所に租税を納むべし

第一類

貨幣に造りたる金銀并に造らざる金銀当用の衣服  
家財并に商売の為にせざる書籍  
何れも日本居留のため来る者の所持の品に限るべし

右の品々は運上なし

第二類

凡て船の造立綱具修復或は船装の為に用ふる品々鯨漁具の類鯨塩漬食物の諸類パン并にパンの粉、生たる鳥獸類、石炭、家を造るための材木、米、粉、蒸氣の器械、トタン、鉛、錫、生絹

右の品々は五分の運上を納むべし

第三類

都て蒸溜或は醸し種々の製法にて造りたる一切の酒類

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡そ前条に擧ざる品々は何に寄らず二割の運上を納むべし金銀貨

幣并に植銅の外日本産の物積荷として輸出する時は五分の運上を納むべし

右は神奈川開港後五年に至り日本役所より談判次第入港出港の税則を再議すべし

英国倫敦覚書

文久二年壬戌五月九日（一八六二・六・六）於ロンドン調印

日本国内に外国との交際を害せる一黨あり其逆意之爲め

大君及其執政は日本と条約を結ひし外国との交誼を保護し難しと思へば是を日本在留の英国女王のミニストル江は

大君の執政より告げ女王の政府江は

大君より英国江遣せる使節より報告したり

女王の政府は此報告を熟考し下に記したる取極を以て千八百五十八年八月廿六日大不列顛と日本と取結たる条約の第三ヶ条中之事を施行するを千八百六十三年第一月一日より算し五年之間延すことを承諾せんと預定せり右条約第三ヶ条中に不列顛人之爲千八百六十年第一月一日より新瀉或は日本の西海岸にある他之相當の一港を開き千八百六十二年第一月一日より兵庫を開き且不列顛人居留之爲千八百六十二年第一月一日より江戸府を開き千八百六十三年第一月一日より大阪府を開く事を定めしなり

英国政府日本の執政に現今其国に在る逆意之ものを鎮むる爲め要せる時限を得せしめんか爲条約上當然之理を枉而此大事を容允せんと思へり然れども英国政府は大君及び其執政に長崎箱館神奈川港に於て右之外条約中之取極を嚴重に施行し且外国人を擯斥する古法を廢し就中左之件々を取除くべし

第一 千八百五十八年八月廿六日之条約十四ヶ条に基き商物之諸種を日本人より外国人に売渡すに員數極之事二付是を拒む事

第二 諸職人殊に工匠船夫船艇備夫事を指南する人及び従僕等其名に拘らず是を備ふ事に付是を拒む事

第三 諸大名其産物を市場に送り及其自家之人を以直に是を売を拒む事

第四 運上所之役人及他之士人之中賞を取る存意ありて彼是事二付拒む事

第五 長崎箱館神奈川港に於て外国人と交易する人に身分の限程を立て之を許すを拒む事

第六 日本人と外国人の間に懇親の徒から勝手に交るを拒む事

右の取極は素より条約に於て

大君及執政之守遵すべき所なれば若し此取極を嚴密に遵守せざる時は英国政府上に述たる千八百六十三年第一月一日より算したる五年

の期限中何時にても此書付に載せ港都之事に付たる允諾を止め千八百五十八年第八月廿六日の条約にあるヶ条を遅延せず盡く施行し上に言る所の港都を英人の交易居留の爲に開くべき事を

大君及び其執政に促すの理あるべし

英国女王江差遣されたる

大君の使節は日本歸国の上外国交易の爲に對馬の港を開くの処置且利益ある趣書を

大君及執政に述べし此処置は日本之利益を理に進歩せしむるの擧なり且使節より説述し大君及執政に其厚意を歐羅巴人民に示し日本に輸入せる酒類の税を減し玻璃器を五分税を収むる諸品中に入加するを許して日本と歐羅巴との交易を盛にせんと欲する意あるを示さしむべし

此擧によりて条約取結之節失念せしを補ふべし使節尚

大君及執政に横浜長崎に納屋を取建るの処置を上告すべし此納屋は陸揚する荷物を日本王宮の取締にて預り置輸入主其荷物の買請人を得輸入税を拂ひ之れを他所に移すの用意ある迄は税を拂ふ事なく入置爲なり英国女王の外国事務特派セクレタリー

大君の使節共に此覚書に手記し此書をセクレタリーよりは日本在留の英国女王の公使に送り使節よりは

大君及執政に送り千八百六十二年第六月六日双方にて協議せる証とす

改 税 約 書

慶応二年五月十三日（一八六六・六・二五）

英仏米蘭四公使ト於江戸各国又ヲ以テ五通ニ認メ各通ニ連名調印

日本安政五戊午（西洋千八百五十八年）日本政府と大貌利太尼亞、仏蘭西、亜米利加合衆国、荷蘭、四箇国と取結ひ条約に添たる交易規則第七則に定め置し通り其輸入輸出の運上目録を改むべき旨右四箇国の名代人夫々の政府より一様の命令を受け且又日本慶応元年乙丑十月（西洋千八百六十五年十一月）四箇国の名代人大阪に赴きし折日本政府より輸入輸出の諸品都て価五分の運上を基本として右運上目録を猶豫なく改むべき趣を約束し將日本政府は外国との交易を盛んにし和親の交際益篤からん事を欲するの證を更に顕はさんか爲め日本外国事務老中水野和泉守殿大貌利太尼亞の名代人シル、ハルリー、エス、パークス、仏蘭西の名代人モツシユル、レオンロセス、亜米利加合衆国名代人エ、ル、シ、ボルトメン、エスクワイル、荷蘭の名代人モツシユル、ド、デ、ガラーフ、フアン、ボルスブルック會議の上左の十二条を決定せり

第一条 各政府の名代人として此度約書を議定せし、全權は此約書に添たる運上目録を採用し各政府の臣民皆堅く之を遵守すべき事とせり

其運上目録は日本と右四箇国と取結たる条約に添たる元の運上目録に代るのみならず又日本政府と大貌利太尼亞、仏蘭西、亜米利加

合衆国政府と是迄度々取結たる右運上目録に關係せる別約にも代れるものとす右新運上目録取行ふ事神奈川に於ては日本慶応二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年七月一日)より長崎箱館に於ては同六月廿一日(第八月一日)よりとす

第二条 此度の約書に添たる運上目録は調印の日より日本と右四箇国の取結たる条約の内に併せられたれば日本來壬申年中(西洋千八百七十二年七月一日)に至り改むべしと雖も茶生絲運上の分は此度の約書調印より二箇年の後雙方の内何れの方よりなりとも六箇月前に告知し前三箇年中平均相場五分の五に基き之を改る事を求むべし又材木の運上は此度の約書調印より六箇月後に告知して時相場に従ひ運上を納る事を改めて品物に従ひ運上高を定むる事を得べし

第三条 元条約に添たる交易規則の第六則に従ひ是迄取立來れる免状は此度より相廢せり尤荷物陸揚船積に付ての免状は是迄通りたるべしと雖も以後は其謝銀を出す事なかるべし

第四条 神奈川に於て日本慶応二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年七月一日)長崎、箱館に於て日本慶応二年丙寅八月二十三日(西洋千八百六十六年十月一日)より日本政府輸入する者の求に於て運上を納る事なく其輸入品を廠に入置用意を為すべし日本政府にて其品を預り置間盜難竝風雨の損害なき様引受へし尤火難は政府にて引受すと雖も外国商人共右荷物火難の受合十分出來すべき様堅固の土蔵を取建べし就ては荷物を輸入する人又は荷主之を廠より引取らんとする時は運上目録通りの運上を拂ふべし其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納むるに及はず荷物を引取る節は何れにも廠敷を拂ふべし右廠敷高竝貨賦取扱向規則は雙方相談の上議定すべし

第五条 日本の産物は運送の陸路水路修復の為諸商売に付て取立る通例の運上の外は別に運送運上を納むる事なく日本の内何れの地よりも外国交易の為開きたる各港へ運送する事勝手たるべし

第六条 日本と外国との条約中に外国貨幣は日本貨幣と同種同様の割合を以て通用すべしと取極たる箇条に従ひ是迄日本運上所にて豊其西哥ドルラルを以て運上を納むる時は壹分銀の量目に比較しドルラル百枚を壹分銀三百十一箇の割合を以て請取來れり然る処日本政府に於て右仕來を改め總て外国の貨幣日本の貨幣と引替る事に障りなき様にし又日本通用の貨幣を不足なき様にし交易を便利にせん事を欲するにより日本金銀吹立所を盛大にせん事を決せり然る上は日本人又は外国人より差出すべき總て外国金銀貨幣竝地金は日本貨幣に吹替へ其諸雜費を差引其質の眞位を以て其為め定めたる場所に於て引替んとす此処置を行ふ爲め日本と条約を取結ひし各国は此条約に記載たる貨幣通用に關係せる箇条を改むる事緊要なれば右箇条を改むる様日本政府より申談し承諾の上日本來丁卯十一月(西洋千八百六十六年第一月一日)より其処置を取行ふべし吹替の雜費として取立へべき高の割合は向後雙方の全權協議の上定むべし

第七条 運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴出たる不都合を除かんか爲に各開港場の奉行連に外国のコンシユルと談判に及び雙方協議の上右の不都合決して無

之様規則を立て交易の道並各人の所務を可成丈容易くし且安全ならしむる様雙方爰に議定せり

右規則の内には各港に於て外国人荷物陸揚船積の爲に用ふる渡戸場の内にて荷物雨露に損せざる様小屋掛を作る事を書入へし

第八条 日本人身分に拘はらず日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を送るべき各種の帆船船蒸気船共買入るゝ事勝手たるべし尤軍艦は日本政府の免許なければ買入るゝ事を得ず

日本人買入たる諸外国船は蒸気船は一噸に付壹分銀三箇帆船は一噸に付壹分銀一箇の運上を定通り相納る時は日本の船として船籍に書載すべし尤其船の噸数を定むる爲め日本長官の需に於て其筋のコンシユルより本国の船目録の写を相示し其眞を證すべし

第九条 日本と右四箇国と取結ひたる条約且日本政府の使節日本文久二年壬戌五月九日(西洋千八百六十二年六月六日)大貌利大尾軍政府へ送れる覚書及び同國八月十三日(第十月六日)仏蘭西政府へ送れる覚書に載せたる別約に従ひ日本人と外国人と交易又は交通する事の妨を全く除くべき趣を以て日本政府より既に触書を達したり就ては日本の諸商人政府役人の立合なく相對に日本の開港場及び此約書中第十条に記載たる仕方にて海外へ出る許しを得れば各外国に於ても外国商人と交易する事勝手たるべく尤日本商人通例商売に付て取立る運上より余分は日本政府へ収むる事なし且諸大名並に其使用する人々現在取締の規則を守り定通の運上を納る時は日本役人の立合なく諸外国又は日本の諸開港場に赴き其場所にて交易する事右同様勝手次第たるべし

第十条 日本人身分に拘はらず日本の開港場又は各外国の港々より日本の開港場又は外国の港々に赴くべき日本人所持の船又は条約外外国船にて荷物を積入るる事勝手たるべし且既に日本慶応二年丙寅四月九日(西洋千八百六十六年五月廿三日)日本政府より触書を以て右告せし如く其筋より政府の印章を得れば修行又は商売する爲め各外国に赴く事並に日本と親睦なる各外国の船中に於て諸般の職事を勤むる事故障なし外国人雇置く日本人海外へ出る時は開港場の奉行へ願出政府の印章を得る事妨げなし

第十一条 日本政府は外国交易の爲め開きたる各港最寄船々の出入安全のため燈明台浮木瀬印木等を備ふべし

第十二条 此約書取行ふ以前雙方政府許允の沙汰を待て及はざる故日本慶応二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年七月一日)より取行ふべし

## 運上目録略